

【台湾】「特許及び意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業要点」-2025年1月1日施行

台湾智慧財産局（TIPO）は新しい「特許及び意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業要点」を2025年1月1日より施行しています。

要点は以下の通りです。

- ① すでに施行されている「特許出願の実体審査繰り延べ請求作業方案」（2015年3月公告）と「意匠出願の実体審査繰り延べ請求作業方案」（2023年9月改正及び公告）が統合されました。
- ② 旧規定では、特許出願が初審査で拒絶され、再審査段階に入った場合、実体審査の繰り延べを請求することはできませんでした。新しい規定では、出願日から3年以内であれば、再審査段階においても実体審査の繰り延べ請求が可能となりました。
- ③ また、新しい規定では、分割出願についても実体審査の繰り延べ請求が可能となりました。
- ④ さらに、加速審査プログラム（Accelerated Examination Program, AEP）及び特許審査ハイウェイ（PPH）を請求した出願については実体審査の繰り延べを請求できないことが明記されました。

実体審査の繰り延べ請求は出願人のみが行うことができます。特許出願の場合は出願日から3年経過後、意匠出願の場合は出願日から1年経過後は、実体審査の繰り延べ請求はできないことにご留意ください。